

# 山都町教育大綱

## 策定の目的

平成27年度に策定した第2次山都町総合計画において、町民一人ひとりが山都町の人・食・技に磨きをかけ、将来に継承することにより、これらを『山の都』のものがたりとして紡ぎあげていくこと「輝く!!みんなでつくる『山の都』のものがたり」を将来像に掲げました。

「山都町教育大綱」は、この総合計画における教育分野の施策の実施にあたり、山都町総合教育会議において、本町の教育に関する総合的な施策の方向性をまとめ、もって充実した教育の振興に資するために策定します。

## 対象期間

本大綱の期間は、平成27年度から平成36年度の10年間とします。

## 大綱の柱

次の4つの柱を基本として、各分野の役割りや学校教育・生涯教育の努力目標（裏面）を掲げます。

### 学力の充実

子ども一人ひとりが「確かな学力」を身につける教育を目指します。

### 命を大切にすること

人権尊重を基盤とし、いじめや差別を無くす教育を目指します。

### 郷土への誇り

郷土の歴史や文化を学び、誇りに思う人づくりを目指します。

### 夢の実現

21世紀をたくましく生き、夢と希望を育む教育を目指します。

## 各分野の役割り

### 【学校】

「学校」は、確かな学力や豊かな心、健やかな体など「生きる力」を身に付ける場です。また、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

教育の質は、教職員の力量に負うところが大きく、「教える力」ばかりでなく、子どもの意欲や能力を「引き出す力」が求められています。

### 【家庭】

「家庭」は、教育の原点であり、出発点です。家庭は、子どもたちが成長する上で、最も多くの時間を過ごす場所であり、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通して、生活習慣など生きるために必要な多くのことを学んでいきます。保護者が親として成長することも期待されています。

### 【地域】

「地域」は、子どもたちが、伝統芸能や祭りなど様々な体験や住民等とのふれあいを通して、ふるさとの良さを感じ、主体性や豊かな人間性、社会性を身に付ける場として期待されています。

また、地域の方による伝承遊びや体験活動など、学校への協力や支援も求められています。

### 【行政】

「行政」は、本町の未来を担う子どもたちが郷土への愛着と誇りを持ち、郷土に住み続けたいという想いを抱くように努めます。また、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、つながりを深め、関係者が連携して本町の豊かな自然や歴史・文化への理解を深める機会を創出するなど、全町一体となった取り組みを進めます。

## 学校教育における努力目標

郷土を愛し、命を大切にし、自ら学び考え、夢の実現を目指す人づくりを進め、「生きる力」を育む教育を推進し、主体的に学ぶ意欲と実践力を育成します。

児童生徒の育成に当たっては、一人ひとりを大切にすることを基本に、学校、家庭、地域との連携を図り、将来を担う人材を育てます。

### 1 「確かな学力」の育成 【知】

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、これらを活用する力を育成します。

### 2 「豊かな心」の育成 【徳】

夢や希望を持ち、公共の精神を尊び、人権意識を高め、自己実現のための力を育成します。

### 3 「健康教育」「安全教育」の推進 【体】

健康についての知識、理解を深め、体力向上を図ります。  
交通安全や犯罪被害防止等の知識を深め、危機回避能力を育成します。

### 4 「環境教育」「食育」の推進

学校教育活動全体を通じた環境教育の推進により環境保全に主体的に行動する実践的な態度や能力を育成します。

「食育」に関する指導の充実を図り、家庭、地域等との連携のもとに、地域産業や食文化の理解及び日常での実践力を高めます。

### 5 保・小・中・高連携の推進

保・小・中・高の連携を深め、学びの連続性を踏まえた教育活動を推進し、自己実現力を図り将来を担う人材を育成します。

### 6 特別支援教育の推進

交流及び共同学習の推進を図り、教職員の専門性の向上と支援体制の確立に努めます。

## 生涯学習における努力目標

人権尊重を基盤に、学校教育と社会教育の連携・融合を促進するとともに、関係機関・団体等との連携を密にし、住民参画の視点に立った生涯学習を推進します。

- 1 社会教育関係団体等の自主的、主体的な活動の促進を図るとともに、指導者の育成に努めます。
- 2 現にある課題（人権・環境・福祉・少子高齢化・国際化・情報化・男女共同参画・自主防災等）に住民が関心を持ち、行動に移すよう努めます。
- 3 高齢者の学習機会の拡充とともに、世代間交流をはじめとした高齢者の社会参加活動の促進を図ります。
- 4 中央公民館・地区公民館を核とした、公民館支館・分館の活動を支援するとともに、家庭・地域の教育力向上を支援します。
- 5 文化団体の活動を支援し、芸術文化活動を活発化するとともに、文化財の保存並びに整備と活用を図ります。
- 6 青少年健全育成団体等の組織強化及び事業活動を支援し、良好な環境の保持と非行防止活動を推進します。
- 7 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する住民啓発・教育の推進体制の充実及び指導者の育成を図ります。
- 8 子どもを含めた住民が本と親しめるよう図書館機能を充実させるとともに、読書機会の普及・提供を図ります。
- 9 体育協会・スポーツ推進委員会等と連携し、社会体育の振興を推進します。
- 10 生涯にわたる学習の機会を推進するために、社会教育施設の充実及び整備を図ります。
- 11 関係機関や団体等と連携し、子育て及び家庭教育の環境の向上を支援するとともに、生涯学習支援ボランティアの育成を図ります。